

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月11日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第7号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p data-bbox="236 680 584 719">(入札参加資格審査申請)</p> <p data-bbox="220 745 788 1077">第3条 前条第1項の規定による告示があつたときは、一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める期間内に、一般競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="244 1104 788 1496">(1) 申請者が法人である場合には、登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であつて、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。以下同じ。）及び代表者の印鑑の証明書</p> <p data-bbox="244 1637 788 1968">(2) 申請者が個人である場合には、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを申し立てる書類並びに印鑑登録証明書</p>	<p data-bbox="836 680 1184 719">(入札参加資格審査申請)</p> <p data-bbox="820 745 1388 1077">第3条 前条第1項の規定による告示があつたときは、一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める期間内に、一般競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="844 1104 1388 1615">(1) 申請者が法人である場合には、登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であつて、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。以下同じ。） <u>（その写しを含む。以下同じ。）</u>及び代表者の印鑑の証明書 <u>（その写しを含む。以下同じ。）</u></p> <p data-bbox="844 1637 1388 2029">(2) 申請者が個人である場合には、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを申し立てる書類並びに印鑑登録証明書 <u>（その写しを含む。以下同じ。）</u></p>

(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(入札参加資格申請)	(入札参加資格 <u>審査</u> 申請)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)